

## 八王子都市計画高度利用地区の変更（八王子市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類 (地区名・区分)	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (注1)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (注2)	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限 (注3)	備考
(八王子駅北口地区) 高度利用地区	約 0.7ha	85/10	40/10	7/10	400 m <sup>2</sup>	5m	
	(注1) 建築基準法第52条第14項の規定により許可された建築物については、許可の範囲内においてこれを超えることができる。 (※注2) 建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。 (注3) 歩行者専用立体的通路及び公益上必要とされる階段、昇降機等は、壁面の位置の制限から除く。						
八王子市内のその他の 既決定地区	面 積	位 置					
高度利用地区 (八日町第2地区)	約 ha						
(八王子駅南口地区)	0.8						
小計	2.0						
合計	約 3.5ha	—					

※変更箇所

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」  
 (理由) 建築基準法改正に伴い、高度利用地区を変更する。

変更概要

項目	変更前	変更後	備考
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 (注2)	(注2) 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。	(注2) 建築基準法第53条第6項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。	建築基準法改正に伴う条項の変更